

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**  
項目 **ステップ 2 以降の進め方**

---

## I. 本資料の目的

1. 第463回企業会計基準委員会（2021年8月11日開催）における「予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方」（以下「検討の進め方」という。）におけるステップ1について第477回企業会計基準委員会（2022年4月13日開催）において審議を行い、特段の異論は聞かれなかったことから、ステップ2以降はこの方向で検討を行うこととなった。
2. 本資料は、ECLモデルを基礎としたステップ2（信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発）以降の進め方について議論することを目的としている。

## II. ステップ 2 以降の進め方

### （経緯）

3. 第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）において、予想信用損失モデルの検討の進め方について 6 つのステップに分けて基準開発（公開草案の公表まで）を行うことにつき審議を行った。そこでは、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において開発着手が了承された際に特に検討すべきとされた事項<sup>1</sup>はいずれも重要であり相互に関連することから、全体像を明らかにすることなく議論を積み上げたとしても、個々の検討事項について結論付けるのは難しいと考えられたことから、この 6 つのステップに分けて開発を進めることとされた。
4. 検討の進め方では、ステップ 1（ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択）の具体的な検討に先立ち、2019 年 10 月の開発着手の了承に至るまでの段階で行った IFRS 基準及び米国基準並びに日本基準の比較・分析も踏まえ、ECL モデルと CECL モデルはそれぞれ一長一短であり優

---

<sup>1</sup> 特に検討すべきとされた事項は、次の 6 項目である。(1) IFRS 第 9 号「金融商品」の相対的アプローチを採用したモデルと米国会計基準におけるモデルの比較、(2) 債務者単位の管理手法と適合させるための手法、(3) 将来予測的な情報の利用、(4) 仮に ECL モデルを採用する場合、どの程度整合性を図るか、(5) 中小規模の金融機関への対応（金融機関の規模等に応じた対応）、(6) 連結財務諸表と単体財務諸表の取扱い

劣つけがたく、その場合には2007年の東京合意以降は我が国では基本的にはIFRS基準を基礎として国際的に整合性を図ってきている観点から、IFRS基準のECLモデルを基礎として基準を開発することが適当ではないかとの予備的な方向性を示し、6つのステップもIFRS基準を前提とするものとしていた。

5. 一方で、ステップ1は、ステップ2以降の基準開発の方向性を定める点で重要なマイルストーンであり、その判断を行ううえでは必要な情報を十分に整理することが重要と考えられ、また、審議においても、予想信用損失に関わる金融資産の減損の検討にあたってはさまざまな要素を考慮する必要があるため、関係者が影響を把握できるように前段階の整理を十分に行うことが必要ではないかとの意見が聞かれた。
6. そのため、当委員会では、第464回企業会計基準委員会（2021年8月30日）以降、ステップ1及びその前段階の整理（ステップ0）を行ってきたが（審議事項(2)-1「本日の審議事項の概要」の別紙参照）、第477回企業会計基準委員会（2022年4月13日開催）において、ステップ2以降の検討にあたってはIFRS基準のECLモデルを基礎とする方向性で審議を行い、この方向で検討を行うこととなった。
7. ここで、ステップ2以降においてIFRS基準のECLモデルを基礎とする場合、特に我が国の債務者単位での与信管理手法と異なるIFRS第9号「金融商品」の相対的アプローチの適用や、将来予測的な情報を利用した信用リスクの見積りに対応するためにはさまざまなデータが必要になるが、そのようなデータの整備状況及びその必要性は金融機関によって異なることから、検討の進め方では「信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている／いない金融機関」で異なる取扱いを設けることを前提に、基準開発をステップ2及び4として分けて行うものとした。
8. そのうえで、ステップ2又は4の適用が想定される金融機関を、それぞれECLモデル適用の基礎となるパラメータ等を備えている大手行と中小・地域金融機関として例示し、前者については国際的な比較可能性をより重視した、IFRS第9号と同等の内容の会計基準を定め、後者については、しかるべき検討時期を判断したうえで、ステップ4で取扱いを検討する方針を示した。
9. しかし、このステップ2と4を切り分けるためのアプローチ及び名称については、これまでの審議で以下の意見が聞かれている。
  - 「信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている／いない金融機関」との記載について、各金融機関はそのビジネスの実態に応じて必要なレベル

のデータ整備を行っていることから、これにより区分をするアプローチの是非及びこの名称が適切かどうかについて検討すべきと思われる<sup>2</sup>。

- ステップ2とステップ4のデータ整備の程度又は規制上の取扱いとの関係に関する目線について教えて欲しい<sup>3</sup>。
- 一般事業会社に関する検討がステップ5まで出てこないため、一般事業会社の観点からは議論が自分たちにどう影響してくるのか分からないまましばらく議論が続く。一般事業会社への影響がわかるように進めて欲しい<sup>2</sup>。

### (今後の進め方に関する分析及び提案)

10. これまでの審議において聞かれた意見を踏まえると、信用リスクに関するデータの整備状況に着目して会計基準の取扱いを分けるアプローチは必ずしも適切ではないと考えられるため、ここでステップ2とステップ4を分けるうえでのアプローチ及び各ステップで目指す会計基準の目的及び検討のあり方について再整理を行いたい。
11. 第7項及び第8項に記載した検討の進め方におけるアプローチは、基本的には、まず会計基準の適用対象企業を想定し、そのうえでそれらの企業にとって適切な会計基準を定めるアプローチと整理できる。しかし、第9項の聞かれた意見を踏まえると、このアプローチは入口における適用対象の定め方や、適用対象のイメージを示すための例示等をどのように記載するかによって、あるべき会計基準の内容やIFRS第9号と整合性を図る程度への判断が変わり得る点で問題があると考えられる。
12. そのため、今後の検討では、まずステップ2と4においてどのような会計基準を開発するのかを定め、その目的に沿った基準開発を行い、ステップ2と4のどちらの会計基準を適用するかは、企業が両ステップで定める会計基準の目的や自らの状況を踏まえ会計方針として選択するアプローチが考えられる。なお、本基準開発では金銭の貸付を業とする場合に影響が大きく、金銭の貸付を業としていない一般事業会社についてはステップ5で別途検討を行うものとしているが、ステップ2と4の選択は、一般事業会社も行えるものと考えている。
13. ここで、具体的にはステップ2の目的は、開発着手に関する検討において、国際的に同等の予想信用損失に基づく会計基準を開発し、国際的な財務諸表の比較可能性を確保することが我が国の会計基準に対する国際的な信頼を確保するうえで

---

<sup>2</sup> 第463回及び第477回企業会計基準委員会（2021年8月11日及び2022年4月13日開催）

<sup>3</sup> 第168回金融商品専門委員会（2021年8月25日開催）

重要であるとされていることの趣旨やこれまでの審議を踏まえ、以下のとおり定めることが考えられるかどうか。

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

14. ステップ 2 で開発する会計基準の目的をこのように定めた場合、このステップでは、IFRS 第 9 号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定め  
の明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて採り入れること、  
また、IFRS 第 9 号との比較可能性を損なわず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸  
表において日本基準を適用した場合でも IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、  
基本的に修正が不要となることが前提となると考えられる。
15. 前項を踏まえると、ステップ 2 では我が国に ECL モデルをそのまま適用した場合  
の実務上の困難さに焦点を絞って何らかの対応が必要かどうか検討を進めること  
としてはどうか。なお、本日の審議事項(2)-3「ステップ 2 で検討する論点」では、  
この観点からステップ 2 で採り上げて検討を行う論点の候補を提案している。
16. 一方、国際的な比較可能性を確保することを重視するステップ 2 に対して、ステ  
ップ 4 では、適切な引当てに関する情報を財務諸表利用者に提供する目的と、財  
務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や、それによる実務負担  
が見合うかを、より重視した基準開発を目指すことが考えられる。このため、ス  
テップ 4 では、開発する会計基準の目的は以下のとおり定めたいうえで、実務に与  
える影響をより詳細に検討し、何らかの手当が必要かどうか検討を進めることと  
してはどうか<sup>4</sup>。

IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮  
した会計基準を目指す。

#### ディスカッション・ポイント

ステップ 2 及びステップ 4 の進め方についてご意見を伺いたい。

<sup>4</sup> ステップ 4 は、その検討時期については、社会経済状況も踏まえて判断することになる。

## 審議事項(2)-2

以 上